2　臨時休園と保育再開の判断基準

（大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン参照）

2－1　臨時休園の判断基準

風水害、高潮、地震、津波、計画運休等の場合、その他　それぞれについて、臨時休園の判断基準を記します。

➡本編１　p.2～3

●風水害の場合の臨時休園判断基準

〇暴風警報・特別警報（大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪）発表【気象庁】

◆保育開始前に発生：臨時休園

◆保育時間中に発生：臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼

〇河川氾濫「警戒レベル３（高齢者等避難）」発令【大阪市】該当区域に所在する保育所等が対象

◆保育開始前に発生：該当区域は臨時休園

◆保育時間中に発生：該当区域は臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼

児童全員の引き渡しが完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続

水害時における警戒レベルについては、「気象庁の発表」と「大阪市の発令」がある。
臨時休園となるのは、大阪市から「警戒レベル３」が発令されている場合！
（気象庁の警戒レベル３相当の発表では、臨時休園にはならない）

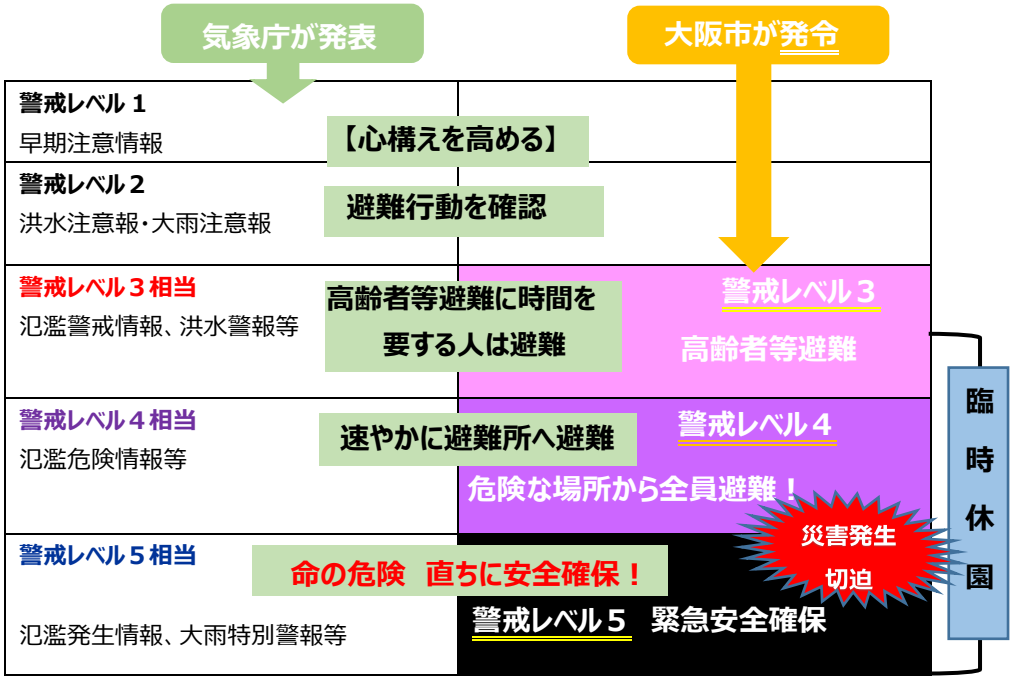

記録的な台風が近づいているとき（高潮）について

記録的な台風が近づいているときに、大阪市から高潮に関する自主避難の呼びかけがあった場合は、臨時休園とする。

避難の方法（高潮）
https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000508582.html

●地震の場合の臨時休園判断基準

市内24区のいずれか１区でも震度5弱以上を観測した場合

◆保育開始前に発生：当日は臨時休園
◆保育終了後に発生：翌日は臨時休園
◆保育時間中に発生：臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼

児童全員の引き渡しが完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続
状況に応じて安全な場所へ避難することも必要！

●津波の場合の臨時休園判断基準

○「津波警報」「大津波警報」発表に伴う避難指示発令【大阪市】

避難指示該当区域に所在する保育所等が対象

【避難指示該当区】北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区

◆保育開始前に発令：避難指示該当区域は臨時休園
◆保育時間中に発令：避難指示該当区域は臨時休園
・直ちに所定の避難ビルまたは３階以上の安全な場所へ避難
・安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。
・児童全員の引き渡しが完了するまで、保育を継続する。
・想定される浸水の深さに合わせて安全な場所へ避難することも必要！

●計画運休の場合の臨時休園判断基準

JR環状線及びOsaka Metro全線が運休の場合（計画運休を含む）

◆開園前に運休：災害などを起因としての運休、始発から計画運休が予定されている場合は、臨時休園
◆保育時間中：保育を継続（計画運休が予定されている場合はお迎えを依頼）

ただし、JR環状線及びOsaka Metro全線が運休の場合（計画運休を含む）でも、職員体制が確保できる場合は臨時休園としない。

●その他の場合の臨時休園判断基準

◆建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育が提供できない場合は臨時休園

風水害等、ある程度発生が予測される災害については、事前に保護者に対応を周知しておきましょう。また臨時休園時の連絡の方法も決めておきます。

➡保護者向け掲示文案、メール配信文案　p.79～82 資料 18～21

２－２　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

以下の情報が発表された場合は、最新の情報に注意しながら保育を継続します。

地震発生から最短２時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
（最短） ２時間程度	• **日頃からの地震への備え**の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 • 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は**事前避難** 	• **日頃からの地震への備え**の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	• 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
１週間（※）	• **日頃からの地震への備え**の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	• 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
２週間	• 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※　通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

内閣府　防災情報のページより

「南海トラフ地震臨時情報」とは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

情報名の後にキーワードが付記され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で情報発表されます。

南海トラフ地震臨時情報	発表条件	■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

内閣府　防災情報のページより

➡南海トラフ地震臨時情報　https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

2－3　保育再開の基準

風水害、高潮、地震、津波、計画運休等の場合、その他　それぞれについて、保育再開の判断基準を記します。

警報等の発令や災害の発生により臨時休園した場合は、次の基準に基づき速やかに保育を再開します。いったん臨時休園とした当日も、児童の受け入れ態勢を整え、可能な限り保育の提供に努めることとします。

➡本編１　p. 3

保育再開の基準

〇津波・風水害の場合
- 避難情報、警報が解除
- 施設及び施設周辺の安全確認
- ライフラインの状況確認
- 職員体制の確保

〇地震の場合
- 施設及び施設周辺の安全確認
- ライフラインの状況確認
- 職員体制の確保

速やかに開園

〇計画運休等の場合
- 職員体制の確保

〇その他の場合
- 施設及び施設周辺の安全確認
- ライフラインの状況確認
- 職員体制の確保

●保育再開の基準

通常保育を行うことができない場合でも、原則、臨時休園した翌日（翌日が日曜日・祝日の場合は翌開園日）は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。

3　防災マニュアルの見直しについて

「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン」
3．基本的な対応方針
　保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、災害時においても、特に医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については、保育の提供が求められる。
　そのため、**児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小してでも可能な限り開園することを原則とする。**
（本編１　p.1）

◆周辺の状況、地形を把握し、起こりうる災害の可能性を知り、施設にあった災害対策をしましょう。　p.69 資料８
◆職員一人ひとりが防災マニュアルの内容を理解しておきましょう。
◆職員一人ひとりが災害に対する対処法を経験しておきましょう。
◆防災マニュアルでは想定しづらい状況に対して、的確な判断ができるように準備しておきましょう。
◆防災マニュアルの作成後に、施設にあった内容に改善するために PDCA サイクルを活用しましょう。（防災点検と避難訓練を実施した後は、必ず職員ミーティングを開いて、普段の保育では気づかない課題を明らかにして解決策を話し合い、その内容を防災マニュアルに反映しましょう）

【PDCA サイクルのモデル】

４　業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

地震等の自然災害など不測の事態が発生しても、重要な事業を中止させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（以下、BCPという）と呼びます。

非常災害対策計画書・避難確保計画・防災マニュアルに加えて、BCP作成に必要な項目は次のとおりです。

※感染症関係については別途お示しします。

Ⅰ　総則

1　想定するリスク

自然災害（地震、風水害等）等について、業務継続のための非常時対策の発動の基準となるリスク想定を記載します。

【記載例】

本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。

園舎は 1986 年（昭和 61 年）に完成し、地上８階建てである。

施設の耐震性は満たしている。

また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による１階床上（0.5m～３m未満・１階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。

➡p.21「非常災害対策計画の記入例」２施設の立地条件

2　策定の目的

「施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える」といった、本 BCP を策定する目的を記載します。

【記載例】

施設の機能の維持、早期復旧、再開にむけ、施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し、業務を継続する体制を整える。

3　本計画の位置づけ

施設で既に策定している消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画など、他の非常時・災害時の対応についての計画と、本 BCP との関係〔災害時等の非常時に業務を継続するために必要な業務を明確化するもの、必要な業務について非常時（ライフラインが制限される状況や職員が少ない状況）に業務継続できるようにするために事前に必要な準備を行うものであること等〕を記載します。

【記載例】

災害時等の非常時に業務を継続するために、必要な業務を明確にするものである。

また、必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や職員が少ない状況等の非常時に業務継続できるようにするために事前に必要な準備を行うものである。

4　本計画の目標

①利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保、②子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保、③施設機能の維持、④早期復旧・再開を念頭に本 BCP により達成する目標を記載します。「２　策定の目的」と合わせて記載することも可能です。

【記載例】
２に合わせて記載

5　本 BCP の主管部門（主任担当者等）

本 BCP の策定、実施、検証、見直しを担当する部門、担当者の役職等を記載します。

【記載例】
施設長、主任、担当者　　等

Ⅱ　事前対策

1　地域との連携の推進【安全計画にも必要】

施設のある地域の地区防災計画、施設・法人と地域との防災協定、福祉避難所の指定等があればその内容を記載し、大阪市、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していくこと等を記載します。

【記載例】
町会や自治会等主催の防災訓練に保育施設として参加する。

➡p.69 資料７地域の協力施設・協力者リスト（例）

2　防災組織の体制構築【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアル、安全計画にも必要】

施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載します。

施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載した一覧表を作成する。

➡p.64 資料１災害時の組織体制と役割分担表（例）

3　職員の安否確認

職員の安否確認を速やかに行うこと、職員の安否確認の方法、体調管理の方法等を記載します。

【記載例】
・職員の安否確認
資料４「職員員緊急連絡網」により確認
（電話、メール、保育補助管理システム等複数の手段を確保している）
・職員の体調管理
過度の負担を避けるため、ローテーション行う
職員の休憩スペースを確保する

➡p.66 資料４ ○○保育園　職員連絡先一覧（例）により確認する

4　人員確保

施設へのアクセス状況が悪化している場合を想定した職員の参集の可否、職員の参集ルール、夜間の発災時の人員不足への対応、人手不足の場合の対応、人的応援・物的応援の受入れ方針・体制等を記載します。

【記載例】
・同一法人内での支援体制有
・職員の参集ルール等については、資料 2,3,5 を参考に作成してください。

➡p.65 資料２ 保育者等の休日・夜間等の参集基準表（例）
➡p.65 資料３ 休日・夜間等、保育時間外の参集後の対応表（例）
➡p.67 資料５ 職員移動時間一覧（例）

5　保護者との連携【防災マニュアルにも必要】

施設内の子どもの無事を確認して保護者に状況を報告するための伝達方法、保護者へ事前に周知することや周知方法等を記載します。

【記載例】
・施設からの一斉送信　・保育補助システム　・NTT 災害伝言ダイヤル
・NTT 災害用伝言インターネット　・自施設や地域施設への掲示
等、複数の連絡方法を保護者に事前に周知する

6　関係各所との連携・情報収集【非常災害対策計画、防災マニュアル、安全計画にも必要】

災害発生時の関係各所への連絡先、情報収集先を洗い出して記載します。

災害発生時の関係各所への連絡先、情報収集先の一覧表を作成する。 ➡p.30「非常災害対策計画の記入例」 10関係機関との連携体制 ➡p.22「非常災害対策計画の記入例」 ３災害に関する情報の入手方法

7　入退館管理

非常時に施設内にいる子どもや保護者を把握するため、入館者の管理方法等について検討して記載します。

【記載例】 該当なし　等

8　非常時に優先的に実施する業務

非常時に優先的に実施する業務（「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、「防寒・防暑対策」、「宿泊対応」等）を災害発生タイムラインに応じて整理して記載します。

【記載例】 利用するこどもと職員の安全を確保し、生命維持のための支援を最優先とする。 ➡p.58 BCP 資料１ 非常時に優先的に実施する業務（例）

9　施設のリスク

（１）立地条件【非常災害対策計画、安全計画にも必要】

大阪市が公表しているハザードマップなどを活用し、施設の立地条件、災害時のリスク等を記載します。

【記載例】 本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。 園舎は 1986 年（昭和 61 年）に完成し、地上８階建てである。 施設の耐震性は満たしている。 また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による１階床上（0.5m～３m未満・１階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。 ➡p.21「非常災害対策計画の記入例」 ２施設の立地条件

（２）避難場所、避難経路【非常災害対策計画、防災マニュアルにも必要】

避難場所の安全性の確認状況、複数の避難場所の想定、避難経路の安全性の確認状況、複数の避難経路の想定等を記載します。

・避難場所について：安全性の確認状況、複数の避難場所を想定し記載する。
・避難経路について：安全性の確認状況、複数の避難経路を想定し記載する。

➡p.29「非常災害対策計画の記入例」 ６避難場所
➡p.29「非常災害対策計画の記入例」 ７避難経路
➡p.72 資料 11 避難経路図（例）

（３）避難誘導【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアルにも必要】

施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導の方法等を記載します。

【記載例】
自分自身で歩けない子どもは、おんぶひも・ベビーカー・避難車を利用する。

（４）ライフラインの対応策

停電、断水、ガス停止の際の対応策を記載します。

【記載例】
停電：ランタン等で対応、カイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用する。
ガス：カセットコンロ等を活用する。
水道：備蓄していた飲料水を利用する。
自治体の給水拠点などで給水を受ける。

➡p.84 資料 24 災害発生直後の確認・対応フローチャート（例）

（５）備蓄品【防災マニュアルにも必要】

優先業務を最低３日間継続できるための食料品、医薬品、寝具といった備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

備蓄品の一覧表（種類、保管場所、備蓄量、調達先、点検時期が確認できるもの）を作成する。

➡p.77資料16備蓄物資リスト（例）

（６）非常用の持ち出し品・重要書類

非常用の持ち出し品・重要書類を確認し、非常時に持ち出せるようにしておくこと、持ち出す品・書類やその量等を記載します。

非常用持ち出し品・重要書類の一覧表を作成する。

➡p.76 資料 15 非常持ち出し品リスト［避難時］（例）

Ⅲ　BCP 発動時の対策

自然災害発生時の対応

1　地震

（１）発災時の時間経過別の対応【非常災害対策計画、防災マニュアルにも必要】

本計画で想定しているリスクに該当する程度の地震の発生から時間経過別の対応について記載します。

地震の発生から時間経過別の対応について記載する。 業務継続のための対策についても記載しておく。 ➡p.59 BCP 資料２ 地震発災時の時間経過別の対応（例）

（２）災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

【記載例】 福祉避難所等の指定を受けている場合や、指定を締結している場合は記載する。（なければ不要）

2　風水害

（１）事前の対策【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアルにも必要】

気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を理解し、避難のタイミング等を事前に検討し、記載します。ほか、風水害時等への事前の備えを行う場合も記載します。

・情報入手方法、避難のタイミング等を事前に検討し、記載する。 ➡本編「非常災害対策計画の記入例」５避難を開始する時期、判断基準、避難誘導（参照 p.23） 【洪水の場合】【高潮の場合】【内水氾濫の場合】【津波の場合】のとおり ・風水害等に対して事前に備えを行う場合について記載する。 ➡資料編 p.10（１）風水害への対策

（２）発災時の時間経過別の対応

施設が被災する可能性のある災害が発災した場合の時間経過別の対応について記載します。風水害に関する注意報が発令されたら、気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討し、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

風水害等、施設が被災する可能性のある災害について、発災から時間経過別の対応について記載する。 業務継続のための対策についても記載しておく。 ➡p.61 BCP 資料３ 風水害発災時の時間経過別の対応（例）

（３）災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

【記載例】
福祉避難所等の指定を受けている場合や、指定を締結している場合は記載する。（なければ不要）

Ⅳ BCPの検証

BCPに基づき計画した事項の実施、計画の周知・教育、災害ケースに応じた訓練（避難訓練）の実施、その上でBCPの課題の洗い出し、見直し・改善等のBCPの更新を行うことについて記載します。

【記載例】
・PDCA サイクルを活用し BCP を検証し、適宜更新する。

➡p.12 防災マニュアルの見直しについて

・訓練内容と BCP 点検・見直しのポイントについては、「避難訓練の事例」のとおり。

➡p.62 BCP 資料４ 避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）